

毎週火、金曜日発行（但休日、に当るときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次

◇規則

恩給並びに他の都道府県の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間と職員
の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間との通算に関する条例施行規則の一部改正

◇告示

市町村農業共済組合専任職員設置要領の廃止
牛の結核病、ブルセラ病の検査並びに肝てつ検査及び駆除の実施
牛の結核病、ブルセラ病検査、ひな白痢検査、肝てつ検査及び駆除並びに炭そ予防注射の実施
家畜人工授精師の免許
土地改良区役員の退任及び就任
土地改良区役員の氏名訂正届
母樹林の解除
登録漁船の取消

◇教委告示 臨時教育委員会の招集

規 則

恩給並びに他の都道府県の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間と職員の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間との通算に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十四年十二月十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第五十二号

恩給並びに他の都道府県の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間と職員の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間との通算に関する条例施行規則の一部を改正する規則

恩給並びに他の都道府県の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間と職員の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間との通算に関する条例施行規則

金の基礎となるべき在職期間との通算に関する条例施行規則（昭和三十二年八月鳥取県規則第三十六号）の一部を次のように改正する。

題名中「他の都道府県」を「他の地方公共団体」に改める。

第一条中「他の都道府県」を「他の地方公共団体」に改める。

第二条中「他の都道府県」の下に「若しくは市町村」を加える。

別記第一号様式中「貴県退職年金権者」を「貴退職年金権者」に、「県知事 殿」を「 殿」に改める。

別記第三号様式中「貴県の」を「貴 の」に、「県知事 殿」を「 殿」に改め、同様式注中「他の都道府県」を「他の都道府県又は市町村」に、「都道府県の職員」を「職員」に改め、「当都道府県の」を削る。

別記第四号様式中「貴県の」を「貴 の」に、「貴県

退職年金」を「貴 退職年金」に、「県知事 殿」を「 殿」に改め、同様式注中「他の都道府県」を「他の都道府県又は市町村」に、「都道府県の職員」を「職員」に改め、「当該都道府県の」を削る。

別記第六号様式中「他の都道府県」を「他の地方公共団体」に改める。

別記第七号様式中「他の都道府県」を「他の地方公共団体」に、「県知事 殿」を「 殿」に改める。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行し、昭和三十四年十月十四日から適用する。

2 恩給並びに他の都道府県の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間と職員の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間との通算に関する条例の一部を改正する条例（昭和三十四年十月鳥取県条例第三十号。以下「改正条例」という。）附則第二条の規定により在職期間の通算を希望する者があるときにおいて、その者が行なわねばならない申出及び届出

は、附則第一号様式又は附則第二号様式及び附則第四号様式によるものとする。

3 改正条例附則第七条の規定により知事が措置しなればならない通知は、附則第三号様式によるものとする。

4 改正条例附則第三条の規定により在職期間の通算を希望しない者があるときにおいて、その者が行なう申出は、附則第五号様式によるものとする。

附則第一号様式

通算希望申出書

地方自治法施行令の一部を改正する政令（昭和三十四年政令第五十四号）附則第四条第一項の規定に基づく恩給並びに他の都道府県の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間と職員の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間との通算に関する条例の一部を改正する条例（昭和三十四年十月鳥取県条例第三十号）附則第二条第一項の規定により在職期間の通算を希望することを申し上げます。

年 月 日
現職名
(退職時の職名)

鳥取県知事 殿 氏名 印

注 この様式は、本人が申出をする場合のものであること。

附則第二号様式

通算希望申出書

地方自治法施行令の一部を改正する政令（昭和三十四年政令第五十四号）附則第四条第二項の規定に基づく恩給並びに他の都道府県の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間と職員の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間との通算に関する条例の一部を改正する条例（昭和三十四年十月鳥取県条例第三十号）附則第二条第二項の規定により在職期間の通算を希望することを申し上げます。

年 月 日
退職した職員の職名
退職した職員の氏名
退職年月日
死亡年月日
職員との身分関係
本籍地
現住所

鳥取県知事

氏名

注 この様式は、職員が申出をする場合のものであること。
附則第三号様式

退職年金権者通算選択による通知書

就職している 地方公共団体名	鳥取県	退職 年金権者	現住所
就職している 職名		氏名	
退職期間通算 選択申出 年月日		生年月日	年月日
年月日		退職 年金証書 記号 番号	

右のとおり貴 退職年金権者が在職期間の通算選択の申出をしたから、地方自治法施行令第七十四条の五十七第二項の規定に基づく退職年金の支給停止に關し措置されたく、別紙在職期間通算希望申出書の写を添え、同令第七十四条の六十二第一項及び地方自治法施行令の一部を改正する政令（昭和三十四年政令第五十四号）附則第五条第一項の規定に基づき通知する。

市町村長

鳥取県知事

附則第四号様式

退職年金権者通算希望申出による届出書

就職している 鳥取県 職名	退職年金証書 記号 番号
退職期間通算希望 申出年月日	退職年金の 額
年月日	年月日

右のとおり地方自治法施行令の一部を改正する政令（昭和三十四年政令第五十四号）附則第四条第一項の規定に基づき在職期間の通算を希望する申出をしましたから、別紙通算希望申出書の写を添え、地方自治法施行令の一部を改正する政令（昭和三十四年政令第五十四号）附則第五条第一項の規定に基づく恩給並びに他の都道府県の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間と職員の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間との通算に關する条例の一部を改正する条例（昭和三十四年十月鳥取県条例第三十号）附則第七条の規定により届け出ます。

市町村長

現住所
氏名

附則第五号様式

通算を希望しない申出書

地方自治法施行令の一部を改正する政令（昭和三十四年政令第五十四号）附則第十一条第一項の規定に基づく恩給並びに他の都道府県の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間と職員の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間との通算に關する条例の一部を改正する条例（昭和三十四年十月鳥取県条例第三十号）附則第三条の規定により在職期間の通算を希望しないことを申し出ます。

年月日
現住所
退職時の職名
鳥取県知事
氏名

注 この様式は、本人が申出をする場合のものであること。

告示

鳥取県告示第六百六十九号

市町村農業共済組合専任職員設置要領（昭和二十六年八月鳥取県告示第三百四十八号）は、昭和三十四年十二月十八日限り廃止する。

昭和三十四年十二月十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第六百七十号

次のように牛の結核病、ブルセラ病の検査並びに肝てつ、検査及び駆除を実施するから、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第六条の規定により、牛の所有者に対して検査及び駆除をうけることを命ずる。

昭和三十四年十二月十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 実施の目的 結核、ブルセラ病及び肝てつ、予防のため

別表

二 実施の区域 別表のとおり
 三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
 結核及びブルセラ病検査……搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛及びこれらの牛と同一施設内で飼育している牛。ただし、生後六月分べん前一月及び分べん後十日以内のものを除く。肝て、つ、検査及び駆除……牛。ただし、生後三月以内分べん前後一月以内のものを除く。

四 実施の期日 別表のとおり
 五 検査及び注射駆除の方法
 結核病……ツベルクリン皮内反応検査ブルセラ病……ブルセラ急速凝集反応及び国際法
 肝て、つ、検査……皮内注射反応法、虫卵検査法
 肝て、つ、駆除……ヘキサクロロエタン製剤投与

実施の期日	実施の区域	実施の場所
第一次		
第二次		

十二月二十一日 十二月二十四日 気高郡鹿野町小鷺河地区

小別所家畜検査場

実施の期日	実施の区域	実施の場所

十二月二十一日 気高郡鹿野町小鷺河地区

小別所家畜検査場

鳥取県告示第六百七十一号

次のように牛の結核病、ブルセラ病検査、ひな白痢検査、肝て、つの検査及び駆除並びに炭そ予防注射を実施するから、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第六条の規定により、牛及び鶏の所有者に対して検査、駆除及び注射をうけることを命ずる。

昭和三十四年十二月十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 実施の目的 結核病、ブルセラ病、ひな白痢、肝て、つ、及び炭そ病予防のため
- 二 実施の区域 別表のとおり
- 三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
 結核、ブルセラ病検査……搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛及びこれらの牛と同一構内で飼育している牛。

- 四 実施の期日 別表のとおり
- 五 検査及び注射駆除の方法
 ひな白痢検査……種鶏及び同一構内で飼育する鶏。肝て、つ、検査……牛。ただし、生後三月以内分べん前一月以内のものを除く。
 炭そ、予防注射……牛及び馬。ただし、生後四十日及び分べん前後一月以内のものを除く。
- 六 検査及び注射駆除の方法
 結核病検査……ツベルクリン皮内反応検査
 ブルセラ病検査……ブルセラ急速凝集反応及び国際法
 ひな白痢検査……ひな白痢急速診断法
 肝て、つ、検査……皮内注射反応法、虫卵検査法
 肝て、つ、駆除……ヘキサクロロエタン製剤投与
 炭そ、予防注射……炭そ、第二予防液皮内注射

別表

一 結核病検査

実施期日	実施区域	実施場所
十二月十九日	東伯郡泊村	泊家畜検査場
十二月二十二日	倉吉市社地区	社
二十一日	東伯郡東伯町八橋	八橋
二十四日	下郷	下郷
赤碕町赤碕	赤碕	赤碕
西伯郡中山町上中山	上中山	上中山
二ブルセラ病検査	西伯郡中山町上中山	片山之晴
実施期日	実施区域	実施場所
十二月二十二日	東伯郡三朝町旭地区	旭家畜検査場
二十四日	東伯町浦安	浦安
三ひな白痢検査	浦安	浦安
実施期日	実施区域	実施場所
十二月十四日	気高郡気高町山宮	三沢貢種鶏場
十六日	下石	角田節子
高江	幸山茂	幸山茂
宝木	池本竹代	池本竹代
十七日	御弓町	御弓町
十六日	桂見	森本
二十五日	上古海	細川
二十六日	松上	植田
岩美郡国府町	岩美郡国府町	西村
桑原	桑原	桑原

二十五日	倉吉市住吉	花田秀雄
四 肝てつ検査及び駆除		
実施期日	実施区域	実施場所
十二月十五日	気高郡気高町浜村	浜村家畜検査場
二十一日	東伯郡東郷町舎人地区	舎人
二十二日	関金町南谷	南谷
東郷町東郷	東郷	東郷
倉吉市上小鴨	上小鴨	上小鴨
東伯郡北条町下北条	下北条	下北条
東郷町花見	花見	花見
倉吉市倉吉	倉吉	倉吉
東伯郡東伯町浦安	浦安	浦安
倉吉市小鴨	小鴨	小鴨
東伯郡東伯町下郷	下郷	下郷
五 炭そ、予防注射		
実施期日	実施区域	実施場所
十二月十五日	気高郡気高町浜村	浜村家畜検査場

鳥取県告示第六百七十二号

家畜改良増殖法(昭和二十五年法律第二百九号)第十条の規定により次のとおり家畜人工授精師の免許をした。

昭和三十四年十二月十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

家畜人工授精師免許の部

免許番号	家畜の種類	住所	氏名
第四八一号	牛	米子市勝田町二九九	和田 貫
第四八二号	牛	東伯郡赤碕町松谷	森田 英之
第四八三号	牛	西伯郡名和町大字門前六八九	南部 敏夫
第四八四号	牛	会見町諸木三〇一	佐伯 勝人
第四八五号	牛	岸本町大原四五七	伊塚 崇良
第四八六号	牛	米子市浦津二七一	上小谷 修
第四八七号	牛	上福原一、八〇六	野津 滝雄
第四八八号	牛	西伯郡西伯町境	宮倉 暹

〃 四八九号 〃 〃 名和町上大山 横尾 博之

鳥取県告示第六百七十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十項の規定により、稻光井手土地改良区から次のように役員が退任及び就任した旨届出があつた。

昭和三十四年十二月十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

退任した役員の名及び住所

理事	山内 勝次	西伯郡大山町妻木
〃	金川 俊道	〃
〃	金川 貞夫	〃
〃	富田啓次郎	〃
〃	福見 正義	〃
〃	綾木 喬薫	〃
〃	尾崎 清	〃
〃	大塚 英雄	〃
〃	片山 静雄	〃
		清原
		上万
		野田
		神原
		稲光
		庄田
		野田
		神原
		清原

就任した役員の名及び住所

〃	小原 操	〃	唐王
〃	杉谷 完一	〃	平
〃	金田 稔	〃	中高
〃	岡田 伸樹	〃	
理事	山内 勝次	西伯郡大山町妻木	
〃	金川 俊道	〃	稲光
〃	金川 貞夫	〃	
〃	富田啓次郎	〃	上万
〃	福見 正義	〃	
〃	尾崎 清	〃	野田
〃	池田 広義	〃	平
〃	綾木 喬薫	〃	野田
〃	小原善三郎	〃	庄田
〃	河本 林	〃	唐王
〃	金田 稔	〃	清原
〃	岡田 伸樹	〃	中高
〃	大塚 英雄	〃	神原

昭和三十四年五月十五日通常総代会において総選挙の結果当選し、同日就任、任期二年。

鳥取県告示第六百七十四号

布勢桂見土地改良区からさきに届出のあつた就任役員の名について、次のように訂正する旨届出があつた。

昭和三十四年十二月十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

登録番号 所在地 樹種

鳥第一三六号	八頭郡智頭町大字奥本字石休	すぎ
〃	八七二番地	
〃	倉吉市石塚字八塚四七五の	あかまつ
〃	一九番地	くろまつ

鳥取県告示第六百七十六号

漁船法（昭和二十五年法律第七十八号）第十六条第二号の規定により、次の登録漁船は、昭和三十四年十二

住所 氏名

鳥取県告示第六百七十五号

林業種苗法（昭和十四年法律第十六号）第八条第一項の規定により、次の母樹林の指定を昭和三十四年十二月十八日解除する。

昭和三十四年十二月十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

本数	所有者住所氏名	母樹母樹林別
五〇本	八頭郡智頭町大字奥本四七八	母樹林
〃	安住 庸雄	
一〇	倉吉市石塚一七四	海地 文雄
二〇		〃

月十五日その登録を取消した。

昭和三十四年十二月十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

登録番号 船名 住所 氏名

TT三十二一八	いわを丸	鳥取県岩美郡岩美町大字網代	小谷 巖
" 一二三九	清徳丸	"	清水 和美
" 一二一四	新生丸	"	山根 善一
" 一一、二〇一	勝竹丸	"	小谷 竹治
" 一一、六二八	第八栄寿丸	"	浜納 寿治
TT二一一、五九一	福壽丸	"	浜田 義春
" 一四六五	第二たつ丸	下関市大和町四	興洋漁業株式会社
" 一四〇四	第一大東丸	境港市	境漁業株式会社
TT三一一、七二四	福高丸	"	手島京之助
" 一四八五	第二正栄丸	"	石田 孝
" 一六八〇	伯雲丸	米子市大崎	松本 徳郎

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第三十三号

臨時教育委員会を次のとおり招集する。

昭和三十四年十二月十八日

鳥取県教育委員会委員長 石谷 貞彦

一 日時 昭和三十四年十二月二十二日午後一時

二 場所 鳥取県教育委員会会議室

三 議題 昭和三十五年予算について

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可 発行日 火、金

鳥取県鳥取市東町 鳥取県印刷所